

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成26年2月24日(月)午後4時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室(南棟3階)

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第1部部総括判事 上岡哲生(司会)

同 刑事第2部部総括判事 伊藤 寿

広島地方検察庁 公判部長 瀬戸真一

広島弁護士会 弁護士 小笠原正景

裁判員経験者(1番)(60代 女性)

裁判員経験者(2番)(60代 女性)

裁判員経験者(3番)(40代 男性)

裁判員経験者(4番)(30代 男性)

裁判員経験者(5番)(60代 女性)

裁判員経験者(6番)(30代 男性)

4 議事内容

司会者(上岡裁判官)

裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中、意見交換会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。私は、広島地方裁判所の刑事第1部で裁判員裁判の裁判長をしております上岡と申します。本日は司会進行役を務めさせていただきます。

裁判員制度が始まってから5年近くになっておりまして、広島でも多くの裁判員の方に参加していただき、皆様の協力のおかげで既に120件を超える事件の判決が行われているという状況になっています。今回出席されている裁判員経験者の方

々6人に来ていただきましたが、それぞれ違う事件に参加していただいた方々です。人によって違いはありますが、4日ないしは7日の審理日程の裁判員裁判に関わっていただきました。

この意見交換会は、裁判員を経験された皆様から、裁判員裁判の運営に関し御意見や御感想を伺うことを予定しております。頂いた御意見等は今後の裁判員裁判の運営の参考にさせていただいて、これから裁判員裁判に参加する方々の不安や負担の軽減につながればと思っております。本日は、皆様から頂いた御意見等に関してその場でコメント等ができればと思ひまして、検察庁、弁護士会、裁判所から私のほかに1名ずつが参加しております。それでは、検察庁、弁護士会、裁判所の方に一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

まず、検察庁の方からお願いいたします。

法曹三者（瀬戸検察官）

広島地検の公判部長の検事の瀬戸と申します。公判部という、いわゆる裁判員裁判に立会している検察官の総括役をしております。裁判員の方におかれましては、毎回全ての事件において真摯な御議論をしていただきまして感謝しています。本日、いろいろと御意見をお聞かせいただければと思ひます。よろしく申し上げます。

法曹三者（小笠原弁護士）

広島弁護士会の弁護士で小笠原と申します。弁護士会に委員会がたくさんありまして、その中の裁判員制度委員会の委員長をさせてもらっています。今日の意見交換会の対象になっている期間の裁判員制度の裁判としては1件、去年の夏に行った事件があります。今日はどうかよろしく申し上げます。

法曹三者（伊藤裁判官）

刑事第2部の裁判員裁判の裁判長を務めております伊藤と申します。私も皆様の

御意見を今後の参考に是非したいので、率直な意見交換を是非ともお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者（上岡裁判官）

それでは早速、順番に御質問をさせていただくことになるかと思いますが、最初の質問から、それぞれの方々に御感想等を述べていただきたいと思います。

最初の質問ですが、読み上げますと、裁判員を経験された御感想を一言ずつお答えくださいと。経験前と経験後では気持ちや日常生活に何か変化がありましたかと、そのような内容の質問になっております。

大変恐縮ですが、1番の方からお願いできますでしょうか。

裁判員経験者（1番）

被害者、被告人に関わった人たちの苦痛をすごく感じました。三面記事をよく見るようになりました。上岡裁判長が出てるとか思いました。

司会者（上岡裁判官）

関心が深まったみたいなの、そんな感じでしょうかね。

裁判員経験者（1番）

はい。

司会者（上岡裁判官）

では、同じ質問ですが、2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

裁判員を経験する前は、ニュースとかで裁判員裁判のことを聞いても、ああ、そ

うということがあるのだなという，何か本当に人ごとでしたが，自分が経験したときに，こういう刑事事件で被害者と加害者だけでなく，いろんな人が関わってるとか，いろんな人を巻き込んでというか，関わっての事件が起こるんだなということに非常に感じました。日々みんなが精神衛生上もいい状態で健康に暮らすということがすごく大切なんだなという感じをすごく持ちました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（3番）

自分も，新聞やニュースで報道されている犯罪者の量刑を自分的に判断するようになりましたね。この人は重いなとか，この人は執行猶予が付いて軽いなという感じですかね。

司会者（上岡裁判官）

やはり興味，関心が更に強くなったとか，そういう感じなんですか。

裁判員経験者（3番）

まあそうですね。

司会者（上岡裁判官）

4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（4番）

今まで結果として聞き流してる部分があったのですが，やはり経験後では，判決に対する重みというのは感じるようになりました。それに至る経過が大変だという

のは実感しました。

司会者（上岡裁判官）

同じ質問ですけど，5番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者（5番）

裁判員を経験させていただいて，とにかく心の負担が随分大きいなというのは自分が感じたことです。経験前と経験後でいうと，いろんな情報を今まで自分で感じていたのとは違う角度から見よう，考えようとする自分がいることにも気が付きました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。心の負担ってどんな負担か，もう少しあればコメントを。

裁判員経験者（5番）

犯罪者ではあっても，やはり量刑を決めるまで，自分は自分の意見として申し上げますが，これって本当にこういうことを言っているのかとか，こういう考え方をしているのかとか，随分，やはり自分なりにその日その日を帰ってから思うことが多々ありました。

司会者（上岡裁判官）

結論を出すまでに結構大変な気分だったという，そういうことですかね。

裁判員経験者（5番）

はい。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。6番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者（6番）

自分の中でも裁判員を経験するまでは，裁判というものがすごく自分とは縁の遠いものかなというのがあるって，人ごとみたいな感じでしたが，まさか実際自分が裁判員をやることになるとは思わなかったので，実際なってしまったら，ああ，やっぱりこういうことは世の中の中で起こっていたんだなというのをすごく感じました。事件についても，内容が強盗致傷だったら，ああ，こういうことなんだなという意味合いとかも自分の中で理解できるようになって，少し法についても勉強してみよかなって，そういう大分身近な感じになりました。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。お一人ずつ感想を述べていただきましたけれども，出席者の中で，その感想について感想なり何かございますか。検察官のほうは何かございますか。

法曹三者（瀬戸検察官）

いえ，特にございません。

司会者（上岡裁判官）

弁護士のほうは何かございますか，コメントは。

法曹三者（小笠原弁護士）

特にございません。

司会者（上岡裁判官）

裁判所のほうもいいですかね。

法曹三者（伊藤裁判官）

結構です。

司会者（上岡裁判官）

では、次の質問に移ります。これは選任手続とか審理日程について感想や御意見を伺うところに移っておりますが、2番目の質問の概要を言いますと、裁判所においでいただく全日程について、これは日程をあらかじめ通知して選任手続に来ていただきましたけれども、事前に職場や家庭の中でどのように調整されたかという問題。それで、審理日程について、日数の長さとか連日かどうかとか、そういうところも含めて、実際に審理に参与してみて日程についてどのように感じたかと、こういう問題をまとめてお答えいただければと思いますが。

今度は2番の方からお答えいただけますでしょうか。

裁判員経験者（2番）

裁判所に来る日程については何か事前にあったと思うのですが、そのときはちまたのうわさで、かなりたくさんの方が来るらしいからまず当たらないだろうって。いろいろなものに当たったことがないので、まず当たらないよねってことで、誰も本気にしなかったというのがありました。不規則な感じでいろいろなお手伝いをしていたので、そこには言っていたのですが、まあ大丈夫よねということで。ほぼ冗談のように、ちょっとくじに行ってくるからということで、きちんと日程を調整することをしていませんでした。そうすると、当たって、当たったよという感じになって、それは大変だって、それからちょっと調整をしました。

審理日程については特段、当たって説明をされたときには、こういうもので、こ

れでやっていかないといけないのだなということで、きちんとしようかなということでした。だから、当たらないと信じていたので、ちょっと調整は怠っていました。

司会者（上岡裁判官）

それは、逆に言えば、当たっても何とかなるだろうという感じもあったということとで事前調整されなかったのでしょうか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。何とかできないことはないという状況だったので、二、三か所にはもし当たったらねって言うことは言っていましたけれど、誰も本気にとってなかったというのもあって、それから真剣に調整をしました。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。では、3番の方はどうでしょうか。

裁判員経験者（3番）

私の場合は、職場では上司に相談して、家庭では家族に相談して調整しました。私の場合は4日の審理でそれほど長くなかったのですが、みんなには迷惑を掛けていないと思いましたが、長いとやっぱり迷惑を掛けるのではないかなと思いましたね。

司会者（上岡裁判官）

直感でもいいのですが、どれぐらいから迷惑を掛けそうですか、3番さんの場合だと。

裁判員経験者（3番）

仕事内容によって変わりますが、自分的には1週間が限度かと思いました。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。では、同じ質問ですが、4番の方、お願いできますか。

裁判員経験者（4番）

自分は7日間の審理日程だったのですが、1週間というのは、仕事を調整する上ではちょっと厳しい面がありました。会社からは行ってこいと言われ、そのサポートがあったのでやりやすかった部分はあります。案内が来たのが3か月ぐらい前でしたが、何かもうちょっとうまいやり方がないのかなというのはちょっと思いました。当たる当たらないもあると思うのですが、結構覚悟して来た人と、いらっしゃらない方がいるので、もうちょっと確率を上げるというか、もう決まるぞという意識で来られないとなかなか難しい部分があるのではないかと思いました。

司会者（上岡裁判官）

案内を送るタイミングの問題として、今二、三か月前という話題が出ましたが、それはもっと短い方がいいということですか、長い方がいいということですか。

裁判員経験者（4番）

長いと忘れてしまう部分もあると思います。ああ、そういえば案内が来てたなという。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者（5番）

うちは2人家族ですので、特別に何もしておりませんし、予定が入ることについては特別に何も考えることはありませんでした。ただ、私は高齢の父がおりまして、施設に入居はさせていただいているのですが、その間に何かがあったらどうしようというのがありまして、一応施設のほうにも、こうこうでという御説明だけはさせていただいて、どうしてもものときには御連絡くださいということだけはいたしました。

日程の長さは、ああ、こういうものなんだろうなって、そのままを受け止めましたので、疑問も何も起きませんでした。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。では、同じ質問を6番の方、お願いいたします。

裁判員経験者（6番）

私の会社は結構融通が効きやすく、休日は取りやすかったのですが、調整とかはしていませんでした。しかし、なかなか職場の中で裁判員に参加するというのが会社の中でも、何か夢物語ではありませんが、そんな感じで、まだそういう公休のシステムとかはなかったもので、普通の公休扱いで休ませてもらいました。実際自分が決まって調整というのはありませんでした。

審理日程については、僕も4日間だったのですが、それが自分の中で長いのか短いのかというのはよく分かりませんでした。ただ、4日で事件を判断するというのは僕の中ではちょっと、短いとは思わないんですけど、ちょっとしんどいなというのはありました。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者（1番）

私は5日でしたが、主婦なので主人の協力だけで何の調整もしなくてよかったし、負担はありませんでした。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。次の質問に移ります。これは事件によっても進行が違ったと思いますが、最初の日にどれくらい裁判を進めるかについて、いろいろな事件の内容とかにも関わりがありますが、いろいろな工夫をしたりしているところですので、率直な御意見を伺えればという質問です。裁判員に選ばれた日にどの程度裁判を進めるかについて、選任された日に全く裁判を行わないやり方、検察官や弁護人の冒頭陳述まで行って、証拠調べは全部翌日から行うやり方、選任された日は証拠書類まで調べると、要するに冒頭陳述もやって、証拠書類も調べるやり方、選任された日に証人尋問までかなり進んでいくと。いろいろなやり方がありますが、どれが一番いいと思うかというのを少しイメージしてお答えいただければと思います。

これは3番の方から御意見を伺おうかと思いますが、3番の方は書証まで調べたぐらいでしたかね。証拠書類は最初の日を読んだと思います。

裁判員経験者（3番）

私はやっぱり、裁判員に選ばれたことを自分なりに覚悟して、ワンクッション置いて当日は裁判せず、裁判しないけど、ある程度の仕事はこなした方がいいので、裁判員としての期間を短くするためにも、ある程度は済ました方がいいと思うので、
が妥当だと考えます。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。では、4番の方。4番の方も最初の日には書証、証拠書類

まで調べたと思いますが，その感想も含めて，どうでしょうか。

裁判員経験者（４番）

最初の日に自分の気持ちと情報の整理がつかないまま進められた部分があったので，やはりある程度の自分の考えとか見方がまとまった上で裁判を進めていくことができればなとは思いました。この中では の進め方がよいかと思ってます。

司会者（上岡裁判官）

やっぱり急に証人とかが来ると，まだ混乱してるような気がする。

裁判員経験者（４番）

そうですね。聞き逃しとか，ここをちょっと聞いておかないといけない部分を逃してしまったりとか，抜けてしまう部分が増えるのかなと思ってます。

司会者（上岡裁判官）

同じ質問を５番の方にお伺いしますが，５番の方は，最初の日には証拠を調べずに冒頭陳述ぐらいまでで終わったと思いますが，この事件は余り証拠書類はなかった事件ですが，何か感想とか，この質問についてお願いいたします。

裁判員経験者（５番）

自分が選ばれると思ってなくて，選任の日に伺って，午後から突然だったものから，心の準備が全くできていないので，初日は何が何だかよく分からなかったというのが本当の気持ちです。ただ，やっぱり少しの情報は頂かないと，選任されただけで帰ってたらその日はすごく不安だと思いますので，私は かなと思っています。

司会者（上岡裁判官）

までやっていたほうがどんな事件か分かるから，かえって不安はなくなると，そんな御意見ですかね。

裁判員経験者（5番）

そうです。心の準備も少しはできるかなという感じがしました。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。6番の方，お願いします。

裁判員経験者（6番）

僕も選ばれるとは思わず，くじでも引いてこようかなみたいな感じで気軽な感じで来てしまったので，まさか自分が当たるとは思いませんでした。当たってしまい，えらいことになったぞみたいな感じで思っていたら昼からすぐ裁判が始まるという形で，やっぱり僕のほうも心の準備というのができていなくて，いきなり当たった日に被告人と会ったり，傍聴席にも人がいるという話を聞いたので，その辺はやはり気持ちを整理しないとしんどいかなというのがありました。しかし，遠くから来ており長くなるのも困るので，最初の日は裁判はしなくても，事前に書類を送付したりとか，その辺を検討したほうがいいのかないかなというのがあります。

司会者（上岡裁判官）

たしか6番さんの事件も証拠書類ぐらいまで調べて1日目を終わりましたが，あれぐらいがちょうどいいという感じでしょうか，もう少し進まない方がいいぐらいでしょうか。

裁判員経験者（6番）

そうですね，初日にもう審理に入ったと思いますが，あそこまではちょっと行き過ぎたかなと思います。

司会者（上岡裁判官）

そうすると，裁判は何もなしでぐらいのほうがいいぐらいですか。分かりました。1番さんに，また御質問しますね。1番さんの事件も，証拠書類だけ調べて1日目は終わったと思いますが。

裁判員経験者（1番）

楽な気持ちで，ああ，こういうのをするんだなってちょっと思ったぐらいでした。

司会者（上岡裁判官）

それがちょうどよかったぐらいですか。

裁判員経験者（1番）

ちょうど良かったです。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。2番の方，お願いいたします。

裁判員経験者（2番）

私は多分 で，翌日から裁判があったと思います。

先ほども言ったとおり，自分は裁判員にはきつとまらないだろうと思っていました。仕事で関係のある方には言っていましたが多分選ばれないだろう大丈夫だよと言われていたこともあり，その日にいろんな人に振り替えていただいたということがありました。裁判員にならなければ振り替えてもらわず御迷惑を掛けなくて済む

ので、まだ裁判員に選任されていない状況で1週間空けておくということはないですよね。裁判員にならなかつたら1週間空けなくて済むでしょう。それをしていなかったの、伝えてはいたけど、そしたらそういういろんなこともしないといけな、それから自分が心の準備は全くしていないしということで、いきなりその日から裁判に入るのはちょっとしんどいな、いろんな状況を自分の中でも整理して次の日から臨むぐらいがちょうどいいのではないかなというふうに思いました。

司会者（上岡裁判官）

では、2番さんにとっては、実際に裁判に全然入らなかつたのがちょうどよかったぐらいですか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。か ぐらいまでかなというふうに思ってます。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。どれぐらい初日にやるかというのは、その後の予定する証拠調べの長さとかにもよって、いろいろ悩ましいところですが、今頂いた御意見も踏まえてそれぞれ御感想を頂こうと思いますが、検察官のほうはいかがですか。

法曹三者（瀬戸検察官）

主に初日にどこまで進めるかという点についてですけども、今上岡部長が言われたように、事件の争点のどれくらい行くかとか、証拠の量とかにもよって全然違って来ますから一概に言えないんですけども、少なくとも検察官の冒頭陳述というのは、検察官が立証しようとする事実が書いてあるわけですけども、それだけではなくて、今後検察官がどういうふうに立証していくかという大まかなロードマップも

書いてある。その上に弁護人の冒頭陳述もされれば争点も明らかになるということなので、冒頭陳述まで進んでいけば、全然しないよりはいいのかなというふうな個人的な感想はあります。

司会者（上岡裁判官）

弁護士からもお願いします。

法曹三者（小笠原弁護士）

審理日程についてですが、制度が始まる5年前は判決まで3日間で終わらせるというコンセプトで、相当詰め込んでいました。今、傾向としては長くなっていて、評議の時間をかなり取るということになっているんですが、先ほど裁判員経験者5番さんが言われていたように、審理日程が短いというふうに感じられること、要するに審理をするのに、こういうふうに事実を認定するんだとか、量刑をこういうふうにするんだというふうに考えが追い付いていかないということで短いというふうに感じてらっしゃるのかというのを一つお聞きしたいところがあります。

それから、私の方の意見として、初日にどこまでやるかということで、ここに書いてある から までの間だと、個人的には が一番いいのかなというふうに思っています。冒頭陳述までやって、予告編を出した後に帰っていただいて翌日からという、普通、判決が何日の何時と決まって、それから遡って決めていくので、必ずしも初日にそういうふうにはならないケースが多いのですが、弁護人の立場として、冒頭陳述をやっておくも僕たちの整理にもなるというのがあって、初日にそこまでしてもらいたいというのが一つあります。

もう一つ、非常につまらない理由ですけど、選任手続は僕たちも出ないといけませんが、それは半日間大体掛かりますよね。選任の手続に僕たちが入る場合、国選の弁護人が入る場合に、選任手続に出ることは無報酬です。全然報酬は頂けません。半日つぶさないといけないので、どうせなら審理までやってもらって、審理

が開始されると収入があるのですが、その前の選任手続は無報酬なので、どちらかというと効率的には一緒にやってもらったほうがありがたいという、そういう理由です。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。短いという感想について、何を聞きたいという話ですかね。

法曹三者（小笠原弁護士）

裁判官たちは昔から、心証を形成する、要するにこういうふうを考えるんだというのは、多分行きつ戻りつしつ時間掛けて、こういうものだということを決めていくパターンだったですよね。ところが、裁判員裁判が始まって、かなり短い期間に一挙に、裁判官も裁判員の人も一挙にいろんなことを決めていかなければならなくなっているんです。昔流のやり方というのに僕たちも慣れてるものですから、一挙にいろんなものを決めていくということ自体に、訴訟法の建前ですとそういうふうになっていますが、そういうことに僕たちは慣れてないものですから、ひょっとすると裁判員の人たちも、一挙に決めていくのはかなりしんどいのではないかなというふうに、そう思っているの、そこをちょっとお聞きしたいということです。

司会者（上岡裁判官）

端的に、6番さんがさっきちょっと短い気がしたというお話をしたことと関連するのですが、もう1日ぐらい考えたかったということかという意味ではどうでしょう。

裁判員経験者（6番）

僕が短いつて言ったのは、僕らは選ばれてはしまいましたが、どちらかといっ

たらやっぱり法律に対しては素人なので、その素人の人間が、罪を犯したといってもやっぱり人なので、たった4日でその人の人生を判断するに値するのかどうかって考える期間がちょっと短いかなと感じました。

司会者（上岡裁判官）

もう1日あったほうが落ち着く感じですか。

裁判員経験者（6番）

それはちょっと。何日かは分からないのですが。4日で決めないといけないというプレッシャーですかね、そういうのを感じました。

司会者（上岡裁判官）

もう1日あればいいというような具体的な御意見でもない感じですか。

裁判員経験者（6番）

そうです。

司会者（上岡裁判官）

では、そこはそれぐらいにさせていただいて、伊藤部長お願いします。

法曹三者（伊藤裁判官）

本当に御意見どうもありがとうございます。もちろんこれまでの意見交換会でも、同じ問題意識でいろいろと御意見を承りましたが、やはり初日から証人尋問というのは非常に難しいんだろうという気持ちもありまして、それはできるだけ避けようというふうに思っています。ただ、個別の事件ごとに、取り調べるべき証拠の量であったり、証人尋問の数であったり、また何でもかんでも長くしてしまったのでは

皆様の御負担もあるので、そこのところを毎回個別事件ごとにどのように進行を考
えるべきか、非常に悩んでおります。

今回、初日に選任だけの方もいらっしゃったし、冒頭陳述だけの方もいらっしゃ
ったし、証拠書類のほうまで入った方もいらっしゃったので、それについてまた御
意見を頂きました。これを基に、また今後とも一つ一つどのようにすべきかを検討
していきたいと思っています。どうもありがとうございます。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。ここの部分は、いろいろ聞くと非常に参考にな
ることで、ただ意外と興味深かったのは、皆さん自分がやった手続進行が意外と満
足されているので面白いなと思いました。いずれにしても最初の日はかなり大変な
気持ちになることは改めて実感しましたので、これを参考にさせていただきたいと
思います。

それでは、次の問題に移りますが、次は審理や証拠調べ等について御意見を頂き
たいと思います。4番目の問題は、検察官や弁護人の主張、これは一番最初に主張
する冒頭陳述というものもあれば、一番最後に主張する論告弁論というのもありま
すが、これが十分に理解できましたかと。理解しにくかったとすれば、どんなとこ
ろですか。分かりにくかったとすれば、説明自体が不十分であるということでしょ
うか、それとも主張内容は理解できるが、その判断は難しいということでしょうか
という質問になっています。だんだん込み入った難しい質問になっていますが、覚
えている限りでいいので、お答えいただければと思います。

順番に最初の発言者を変えまして申し訳ありませんが、4番の方、お願いできま
すか。

裁判員経験者（4番）

検察官の方や弁護人の主張のことには、十分理解はできました。資料的にもすご

く分かりやすくされていて、裁判の内容に関しても理解することができました。また極端な主張だったので、それで考えがぶれることはちょっと判断を難しくさせることだったのかなと思います。

司会者（上岡裁判官）

5番の方、どうぞお願いします。

裁判員経験者（5番）

ゆっくりと分かりやすい言葉でおっしゃっていただいたので、理解は十分できました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。6番の方はいかがですか。

裁判員経験者（6番）

検察側のほうの状況証拠が何かで写真とかを出されていたときとか、僕はこの辺の地理が余り詳しくないので、地図とか地名とかを言われてもぴんどこなかったし、3番のほうから見ましたらこの写真で、4番のほうから見ましたらこの写真でとか、結構すごくたくさんの状況証拠の写真とかを一度に流されたのですが、その辺はちょっと追い付いていけなかったかなというのはありました。

司会者（上岡裁判官）

それは、実際の証拠調べで図面を見たときの話ですね。もし覚えてらっしゃればでいいのですが、一番最初に検察官がこんな事件ですとか、弁護人はこういうところを見てくださいとか言うところはどうでしたか。

裁判員経験者（6番）

それは理解できました。

司会者（上岡裁判官）

では、次は1番の方をお願いします。

裁判員経験者（1番）

事件がはっきりしていたので、全部分かりました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。では、2番の方、お願いいたします。

裁判員経験者（2番）

どちらもおっしゃることは十分理解できました。腑に落ちていたかどうかは別に
して、きちんと理解できました。

司会者（上岡裁判官）

要するに、判断の前提となる主張自体はよく分かったと、そういうことですね。
どうもありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

裁判員経験者（3番）

検察官や弁護人の主張は理解できましたけど、検察官の立証と被告人の供述が一
部違ったところがあって、どちらが正論かを判断するのにちょっと苦労しましたね。

司会者（上岡裁判官）

支障はありましたか。

裁判員経験者（3番）

特にないですね。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。次の質問に移りたいと思います。5番目の質問は、検察官や弁護人の証人尋問についてです。検察官や弁護人の証人尋問がどのようなことを明らかにしようとしているのかが理解できましたかと。尋問時間は長いと思いましたが、短いと思いましたがということや、検察官や弁護人の尋問方法に疑問などを感じたことはありますか、という質問になっています。

これは5番さんからよろしくお願いします。

裁判員経験者（5番）

明らかにしようとしていることの理解はできました。尋問時間がというのは、比較するものがないので、正直なところ分かりません。検察官、弁護人の尋問方法については、またこれも経験がないので、こういうものだという解釈で過ごしていました。

司会者（上岡裁判官）

事件によっては、集中できないほど長かったという感想を述べられるような事件も時々あるのですが、そういう意味では特に問題はなかったと、そういうことですかね。

裁判員経験者（5番）

はい。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（6番）

裁判の最初に起訴内容が書かれた紙をもらいまして、それに対して検察官や弁護人が、これは合っている、これは違うというのを立証していったのかなというのは理解できました。それに対して自分たちで、どこが合ってるか、どこが違うかというのを見極めていく作業をしていくんだなという感じに僕は捉えました。尋問時間は適切だったかなと思いましたし、疑問も特にありませんでした。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。では、次は1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者（1番）

証人尋問は理解できました。尋問方法は、毎度同じことを何回も言われるのだなと、すごくいつも感じました。頭に入り込んでしまうぐらい言われていました。

司会者（上岡裁判官）

同じような質問が比較的繰り返されたという感想ですか。

裁判員経験者（1番）

そうです。

司会者（上岡裁判官）

それは検察官，弁護人，どちらか覚えていますか。

裁判員経験者（1番）

弁護人のほうですかね。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。では，2番の方，お願いいたします。

裁判員経験者（2番）

特に長いとか短いとかは感じませんでした。何を基にして長い短いを判断するのが分からないのですが。裁判が初めてなので，尋問なども，こういうふうなもので明らかになるんだなという感じで捉えましたので，特に疑問も持ちませんでした。

司会者（上岡裁判官）

では，少なくとも集中力が続かない長さだとかというような話ではなかったということですね。3番の方もお願いいたします。

裁判員経験者（3番）

証人尋問は理解できました。時間の長さですけど，特に感じませんでした。長いとも短いとも。あと，検察官や弁護人の尋問方法は，疑問などは特にありません。

司会者（上岡裁判官）

じゃあ，4番の方，お願いいたします。

裁判員経験者（4番）

一部，質問の意図が分からない部分はありましたけれど，大体その後になってみて理解できました。尋問時間等もちょうどいいぐらいでした。

司会者（上岡裁判官）

後になって理解できるというのは、その尋問の中では、先に聞いたことは何だろうなということがあったということですか。

裁判員経験者（４番）

後になって、ああ、このために聞いていたのだなということを理解することはありました。

司会者（上岡裁判官）

逆に言うと、その前の質問もきちんと覚えていられたことは覚えていられたということですか。

裁判員経験者（４番）

そうです。ここでこのために聞かれたんだなというのは分かりました。

司会者（上岡裁判官）

それで全体としては納得できたということですかね。

裁判員経験者（４番）

はい。

司会者（上岡裁判官）

それはどちらの質問か覚えてますか、検察官、弁護人の。

裁判員経験者（４番）

検察側です。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。では，尋問の話がありましたので，ここで御感想をまず頂きましょうか。検察官のほうで御感想を4番目，5番目の質問に関連して，お願いできますか。

法曹三者（瀬戸検察官）

証人尋問について一部分かりにくいところがあったが，後から分かったという御発言があり，立証の順番や仕方によってはそのようなこともあるのかなという感じはしますが，今後はそういうふうにならないように工夫はしたいと思います。証人の聞く順番によって微妙にそういうことがあるかもしれないなというふうに思いました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。弁護士のほうは何かございますでしょうか。

法曹三者（小笠原弁護士）

弁護士会では，裁判員裁判の技術の問題として，冒頭陳述と，それから証人尋問と弁論というものを研修の対象にして，若い人たちにはかなり教えているところです。特に冒頭陳述という制度は，裁判員制度の前はほとんどなかった制度で，この制度が始まったときに，一体弁護人側として何を冒頭陳述するのだという，証明をする予定の事実というのは実際は検察官が負っているのに，弁護人が一体何をやるのだらうというのがあり，なかなか研修が進みませんでした。今は予告編を簡単にするんだというふうに指導はしていますが，その点は，今お聞きした感想でそんなに問題があるというように思えなかったのに，今はうまく定着しているのかなと思いました。

それから、尋問についても、裁判官によっては、弁護人のほうの尋問技術がまだ稚拙だと言われるケースがたくさんあります。そこもいろいろ研修は重ねているところですが、一つは被告人とか、あるいは被告人質問なんかもそうですが、私たちは検察官も同じですが被告人とすごく長い時間を一緒に過ごすことができます。大体こういう人となりだというのはだんだん分かります。それを短い公判の中で表現しようとする、かなりの技術と準備が必要です。この人はこういう人なのだということを法廷で理解をさせるためにかなり工夫をして尋問をしているつもりですが、そこが長いと思われたり、くどいと思われたりしているのだろうと思っていました。今お聞きしたところ、そんなに問題があるというふうに理解していないということだったので、うまくいってるのかなと思っています。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。では、伊藤部長、お願いします。

法曹三者（伊藤裁判官）

御意見、本当に助かります。冒頭陳述や論告弁論については、確かに皆様が御感想でおっしゃられたように適切な分量であり、極端に長いものはないのではないかなというのは認識していますが、その一方で証人尋問については、これは私たちも皆さんと一緒に初めて証人尋問に触れて、証拠に触れますので、どれぐらいの長さでどういうふうに証人尋問なさるのかは、検察官や弁護人のほうがそこは主導的になさっていて、私たちは皆さんと一緒に初めてそれに接するということが多いのですが、まだまだ改善の余地があるのではないかと考えておりますので、もっと何か御意見がありましたら是非お聞きしたいと思っていました。比較的分かりやすかったとおっしゃっていただいたので、今検討している方向性がそんなに間違っていないのかなという気持ちはしていますが、もし可能であれば、こうしたらもうちょっとよかったのではないかと御意見がありましたら、教えていただきたいという気

持ちもあります。

先ほど4番の方がおっしゃったように、後になって分かったというところがありましたよね。あれは、証人尋問の中で分かったのか、それとも証人尋問が終わった後、論告や弁論や、そういうところで分かったのかをお聞かせ願いたいと思います。

裁判員経験者（4番）

ひとまず証人尋問が終わった後、論告や弁論の中で、ああ、こういうことのために聞かれてたんだなというのを理解した覚えがあります。最初は、何で急にこういうことでこういうことを聞いてくるのか分からないところがありました。

司会者（上岡裁判官）

いろいろ難しいですよ。証拠の構造とかもありますので。何か工夫してほしいなという感じはありますか、例えば4番さん。

裁判員経験者（4番）

いえ、特に。裁判というものが自分は初めての経験なので、これが当たり前なんだとか、そういう理解というか、ああ、こういう進め方なんだなということで自分の中では納得していた部分はあります。

司会者（上岡裁判官）

さきほど検察官がおっしゃったのは、事件によっては尋問の意図などは先に言えない事件もあるという趣旨でしょうか。

法曹三者（瀬戸検察官）

そうですね、一概には言いにくいと言いますか。

司会者（上岡裁判官）

趣旨を先に言ってしまうと、相手の答えが変わってしまうかもしれないこともあり得ると、そういう趣旨ですか。

法曹三者（瀬戸検察官）

そこまでではありませんが、分かりやすさをいろいろ追求していった結果、そう前後したこともあり得るのではないかということです。

司会者（上岡裁判官）

我々もなるべく法廷で聞いている最中に全体の事件が分かればいいなと思いつながら裁判をしているところですが、事件によっては証拠が全部集まらないと評価が難しいものもあるので、最後の証拠を見て、ああ、そういうことだったんだということもあるかもしれませんので。また、いろいろ工夫を積み重ねていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

この点はこれぐらいにしまして、では次の質問に移りたいと思います。6番目は、目撃者とか関係者の尋問をしたことによる感想などを伺おうと思っています。裁判においては、証人を直接聞くというやり方と、証拠書類を読み上げるという形で調べる場合と、いろいろやり方があり、どちらも法律上は証拠として扱うことができることになってはいますが、目撃者などで、こういう人について聞きたかったということがあれば少しお聞きしたいと思っていましたが、今日来ていらっしゃる方は、被害者を尋問した事件が多いもので、被害者を直接聞いた印象というか、書類だけで被害者について報告があった場合と比べて直接聞いたほうがよかったかということについて御感想を頂いてもいいかと思っております。

6番さんから順番にお聞きしますが、6番さんの事件も被害者を尋問しましたよね。被害者を聞いてどう思ったかみたいなのと、それが書類で報告みたいなの

だったらどんな感じかというのと、分けてお答えいただければありがたいのですが。

裁判員経験者（6番）

僕ときは被害者の方は女性でしたが、書類で見ているだけだったら、それでもひどい事件だなというのはありましたが、実際女性の方が証人に立って、自分のつらかった事件を思い出しながら、泣きながら訴えているのを見たら、すごく心を動かされるというか、すごくつらい経験をしたのだなということは実感しました。

司会者（上岡裁判官）

直接話を聞くと理解が深まるということもありますか。

裁判員経験者（6番）

そうですね。

司会者（上岡裁判官）

では、次は1番の方にもお聞きしますが、1番の方の事件も被害者の方に来ていただいたような気がしますか。

裁判員経験者（1番）

はっきり分かりましたし、どういう事故だったということも分かりましたし、加害者の人ももう認めてましたし、だから別に何も聞きたいことはありませんでした。

司会者（上岡裁判官）

被害者の方は来なくてもよかったという感じですか、それとも来てもらってよく分かったという感じですか。

裁判員経験者（1番）

来てもらってよく分かりました。どれだけ悪い、みんなが傷ついたかというのがですね、本人も家族もですね。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。2番の方の事件は被害者自身は聞いていないのですが、何かこの人を聞きたかったとか、そういうのがありますか。

裁判員経験者（2番）

別に、目撃者も、被害者は亡くなっておられたということで、それに関係する方は来ていらしたと思います。

司会者（上岡裁判官）

そういう意味では、この設問自体が難しくなりますが、事件を分かってる人がいたらいいのになというような気持ちは起きましたか。

裁判員経験者（2番）

すごく思いました。

司会者（上岡裁判官）

では、3番の方もお願いします。

裁判員経験者（3番）

私が担当した裁判では、被害者の方が出て来られなかったので、やはり法廷で状況を話してほしかったと思いました。

司会者（上岡裁判官）

感想として、やはり何か直接聞いてみたいようなところがありましたか。

裁判員経験者（3番）

被告人の供述と検察官の立証とがちょっと食い違った点があったので、その辺を確かめなかったと思いました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。性犯罪に近い女性の被害者の事件だったのですかね。

裁判員経験者（3番）

そうですね。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。次は、4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者（4番）

自分のときは、被害者の方は亡くなられていたもので、あくまでも被告人の供述などに頼る部分が多く、目撃者で出てほしい方が出られなかった事情があったので、そこを聞ければもっと評議の考えも変わったのかなとは思いますが。

司会者（上岡裁判官）

やはり直接確かめたいことがありましたか。目撃者が来てくれればもう少し分かったと。

裁判員経験者（4番）

そうですね。余りに食い違いが多い，供述に食い違いが多かったところがあったので，それを確認したかった部分も多くありました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。では，5番の方，お願いします。5番の方も被害者をお聞きしましたかね。

裁判員経験者（5番）

はい。ただ，事案によっていろいろだと思いますが，私が関わらせていただいた事案は，もう1年近くたったのことで，何度も何度もいろんな方に，検察官とか弁護士にいろんなことを話された後でのことなので，そこまで同じことを話してもらわなければならないのかな，被害者は心の痛みが癒えることがないよなという思いはありました。

司会者（上岡裁判官）

被害者が大変だなと思ったということもありますかね。

裁判員経験者（5番）

はい，そうですね。

司会者（上岡裁判官）

裁判の結論を出す上で，被害者を直接聞いたということについてはどうでしょうか。

裁判員経験者（5番）

ですから，そこまでしないとイケないのかなってということですかね。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。では、この問題についても、尋問できる事案とできない事案といろいろあると思いますが、検察官のほうからまず感想を頂きたいと思います。

法曹三者（瀬戸検察官）

被害者の方とか目撃者の方から直接お話を聞きたい、そのほうがよく分かると思われるのは、ある意味当然だと思います。むしろ真摯に審理に向き合っているということだと思いますが、一方で、法廷という相当緊張する場に被害者の人が来る、そして被害の状況をまた話さないといけないという負担をどこまで負っていただくのが相当なのか、また別の観点からの話もあるので、どうしても必要ならば仕方がない場面はあると思いますが、これも事案によってどれくらい必要性があるかというのは当然変わりますが、被害者にもそういう事情があるので、検察庁としてはそこら辺の兼ね合いを考えて、書面で立証したり、証人尋問で立証したりというふうにさせていただいております。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。弁護士のほう、どうぞ。

法曹三者（小笠原弁護士）

皆さん同じことを言うと思われるかもしれませんが、事案によっても全然違うということです。では、本人の尋問ができないときには結局どうするかというと、検察官がお取りになった調書を出すということなんですよ。基本的には、検察官が取った調書というのは私たちが立ち会っているわけでもないのに、私たちの反対尋問にさらしてもらいたいということがあり、基本的には本人を調べる、証人なり被

告人本人を調べて、調書によらない裁判をしたいというのが一つの基本的なスタンスです。ですから、尋問をどんな場合でもしてみたい、直接法廷で決めるという方法を探ってみたいと思っています。

ただ、戦術の問題があり、特に性犯罪の被害者を呼ぶというのは、二重被害になりかねないところがあって、昔はかなり呼んで来て、弁護人が根掘り葉掘り聞いて痛めつけるみたいなことがされてきました。しかし、今そんなことをすると、多分裁判員の人にもものすごく嫌われ、もっと重く刑罰を科せられる可能性があるので、そこら辺は戦術の問題として、調書のほうを出してもらい、本人には来てもらわないという方法は採ります。

僕たちは、被告人の量刑が一日でも、あるいは一年でも、とにかく短くなることを任務として与えられているので、その任務としては、建前としては本人を呼んで来て、法廷で尋問して反対尋問にさらされてという、そういうことで心証を形成していくのが正しいとは思いつつも、与えられている任務から、それが実現しない面があるということを理解していただきたいと思っています。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。伊藤部長、お願いします。

法曹三者（伊藤裁判官）

裁判員の皆様と気持ちは同じで、やはり今お二人がおっしゃったことは分かった上でも、やはり目撃者であり、被害者は証人として来ていただいて、直接お話を聞かせていただき、疑問点があれば直接私たちのほうで尋ねたいという気持ちもあります。評議、判決といった手続を踏む過程で、やはりそれは供述調書のような書面で心証を取るよりは、段違いに違うと思っていますので、そこに関してはやはり、お二人のおっしゃることも分かりますが、ここは裁判員の皆様と気持ちは一緒でございます。

司会者（上岡裁判官）

被害者に聞いた事案はよく分かったという感想はありましたが，尋問となると，結構ゆっくり質問があって答えがあってという形なので頭に入ったかなというところは，裁判員の方とよくお話をしているところです。検察官や弁護人がいろいろ，弁護士が今もおっしゃったように，いろんな事情があるので，また事案に応じてどういう形で分かりやすい審理をするかを考えたいとは思っておりますが，証人を聞いて分かりやすかったと言ってくださった皆さんの話，これを参考にさせていただきたいなと思っております。どうもありがとうございました。

では，次の質問に移ります。評議では十分自分の意見を言えましたかというのと，評議の時間は適切でしたかという，そういう御質問になっておりますが，今度はまた1番の方からお願いしたいと思います。

裁判員経験者（1番）

十分言えたかというのと，口下手なので言えなかったと思いますが，言ったつもりです。それで，評議の時間は，特に感じなかったのでいいと思います。

司会者（上岡裁判官）

長くも短くもなかったみたいな感じですかね。

裁判員経験者（1番）

はい。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。2番の方，いかがですか。

裁判員経験者（２番）

証人尋問とかの折々にも意見交換をしていましたので、評議では十分自分なりに意見を言えたと思います。ただ、評議では納得して、その方向だよねって自分の中にも腑に落ちたのですが、量刑を決めるときに、自分ではどういう判断で量刑のところを自分の中で腑に落としていこうかなというのに、もう少し時間があつたらいいかなという気もしましたし、でも時間があつたといってできるものでもないという反面、じゃあ明日までになったら固まるのかといたら、そうでもないというのがあって、やはりこのぐらいで決断をすべきなんだろうなというふうな結論に達しました。

司会者（上岡裁判官）

３番の方、お願いします。

裁判員経験者（３番）

自分自身の意見は言えたと思います。評議の時間は適切であったのではないかと考えてます。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。４番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（４番）

あの場では自分の意見はきちんと言えたと思ってます。ただ、評議の時間は適切かと言われると、何が適切かというのは悩む部分がある。もっと話し合ってもよかった部分はあると思います。

司会者（上岡裁判官）

もうちょっと時間は欲しかったみたいなのところがありますか。

裁判員経験者（４番）

やっぱり人が人を裁くということを思ったら，もっといろいろな意見を出して時間を割いてもいいのではないかとはい思います。

司会者（上岡裁判官）

５番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（５番）

自分なりには思いは伝えられたと思っています。時間も，それでよかったのではないかと考えてます。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。６番の方，お願いします。

裁判員経験者（６番）

評議では自分の意見は十分言えたと思います。時間については，被告人のほうも罪は認めていましたし，検察側と弁護側が言ってることもそんなに食い違っていなかったもので，話のほうも結構進み，適切だったと思います。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。ここは評議の関係なので，まず伊藤部長にお話を伺いましょうか。

法曹三者（伊藤裁判官）

もう少し評議の時間があつたらなという御意見は真摯に受け止めたいと思っておりますが、自由に意見交換できたという意見を述べられたという点については、それなりにできたとおっしゃっていただいたので非常にうれしく思っております。評議の時間は、もう少し長めのほうがよいのかなと思いつながらも、かといって長過ぎてもやっぱり困るし、そのところはどうしたらよいのかなと思っております。

司会者（上岡裁判官）

検察官、弁護人は特によろしいですかね。では、次に8番目の質問に移ります。守秘義務に違反するかどうか迷ったことがありますか。あるとすればどのようなことですかという話です。2番の方からお願いします。

裁判員経験者（2番）

裁判官から説明をしっかりと受けましたので、迷ったことはありません。それから、裁判について守秘義務があるんだろうなということを周りが思って、そういう質問を家族も含めて全然しませんでしたので、問題はありませんでした。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

裁判員経験者（3番）

裁判員に選ばれたことを会社に報告しないといけないのですが、私が守っても、会社のほうが守らなかつたらどうなのかなと思いました。

司会者（上岡裁判官）

裁判員に選ばれたこと自体が公になるかもしれないという不安みたいな、そういうことですかね。

裁判員経験者（3番）

そうですね。

司会者（上岡裁判官）

評議の秘密とかいうところとかは特に悩みませんでしたか。

裁判員経験者（3番）

その辺は話していないので大丈夫と思います。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。4番の方，お願いします。

裁判員経験者（4番）

事前に案内された冊子の守秘義務内容についてが分かりやすかったので，それで迷ったことはありません。

司会者（上岡裁判官）

5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（5番）

裁判長からも事前に説明を受けていましたし，私たちの場合は，昼食時間とか，御一緒にお食事させていただく中で，雑談の中で，いろいろな疑問がいろいろな方から出まして，聞かせていただくだけでよく理解できました。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。では、6番の方、お願いします。

裁判員経験者（6番）

私も迷いませんでした。

司会者（上岡裁判官）

1番の方はいかがですか。

裁判員経験者（1番）

私は別に。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございます。守秘義務の点は特によろしいですね、裁判官、検察官、弁護士。

では、守秘義務の問題は終わりました、9番目の質問、これから裁判員となられる方へのメッセージ等というところに移らせていただきます。皆さんに4日ないし7日の事件を担当していただきまして、いろいろ御負担を掛けたと思いますけれども、裁判員候補者や裁判員の負担を少しでも軽くするには、今後どのような点を改善すればよいと思いますかという、こういう御質問をさせていただきたいと思えます。何か思い付いた点があればおっしゃっていただきたいと思えますが、3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（3番）

事件内容によっては、見てはいけないようなものがあると思うので、精神的に弱い人は裁判員を辞退できるようにしたほうがいいのではないかと思います。

司会者（上岡裁判官）

御自分の事件でそう思ったという趣旨ではありませんか。

裁判員経験者（3番）

そうですね。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。4番の方はいかがですか。

裁判員経験者（4番）

やはり仕事の調整の負担というのが大きな部分だと思うので、もっと参加しやすいような社会のサポートというのが必要かなとは思いますが。

司会者（上岡裁判官）

それは、会社の休暇とか、そういう方向の問題でしょうか。

裁判員経験者（4番）

それも含めてですね。

司会者（上岡裁判官）

5番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者（5番）

誰も負担は感じられると思いますが、しっかりとした説明を頂くことによって心の負担は、一緒に考えるので大丈夫ですよとか、こういう方法で進めますから大丈夫ですよとか、いろいろな説明を頂くことで心の負担は少しなりとも軽減されてい

くと思いますので，そういう方法でこれからもお願いできたらと思います。

司会者（上岡裁判官）

実際に参加されたときの説明で，大体あんな感じでよかったというところですか。

裁判員経験者（5番）

そうですね。

司会者（上岡裁判官）

手続ごとにいろいろ説明していった形がよかったと，そういうことですか。

裁判員経験者（5番）

はい。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。6番の方，お願いします。

裁判員経験者（6番）

傍聴席に来られる方は誰でも来てもいいという感じですが，それがちょっと。大きな事件でオウムの事件とか，ああいう被告人側の関係者とかがもし来ていて逆恨みとかされたりしたらどうしようかとか，僕の事件はそんな事件ではありませんでしたが，その辺の，事件の大きさによっては被告人側の関係者が来ていたりするところがやっぱりちょっと怖いというのがあります。

司会者（上岡裁判官）

こう改善したらというのは，何かあるんですか。

裁判員経験者（6番）

現実的ではありませんが、マジックミラーみたいな感じで、傍聴席からは見えな
いけど裁判員のほうからは見えるような物など。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。1番の方、いかがですか。

裁判員経験者（1番）

休憩時間の雑談などでストレスは随分改善されたような気がします。もう疲れた
なと思ってても。それはよかったです。

司会者（上岡裁判官）

では、今後も休憩時間には雑談したいなという、そういう感じでやってほしいと
いう感じですか。

裁判員経験者（1番）

そうですね。

司会者（上岡裁判官）

2番の方はいかがですか。

裁判員経験者（2番）

私は特にありませんでしたが、同じ裁判に参加している方で、職場の方から、あ
なた立候補したの、希望したのと聞かれたという話を聞いて、職場の理解とか一緒
に働いている方の理解が得られないと、つらいことになるので、情宣活動がまだも

う少し足りないのかなというふうに思います。

司会者（上岡裁判官）

では、次の質問をしてから、それぞれ各関係者の方の感想を伺いたいと思います。今回裁判員を担当していただいて、これから裁判員になられる方に何かメッセージを頂けるとありがたいと思います。

では、4番の方からお願いできますか。

裁判員経験者（4番）

事件の内容によっては心の負担とかが増える部分はあると思いますが、参加することによって非常にいい経験にはなると思うので、頑張っていたきたいと思います。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。5番の方、お願いします。

裁判員経験者（5番）

とてもいい経験だと思っていますので、大変ではありますが、チャンスだと思ってトライしていただきたいと思います。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。6番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（6番）

やはりなかなか、みんながみんなできる経験ではないので、選ばれたら、これは自分にとっての人生の糧と捉えてもらってチャレンジしていただけたらと思います。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。1番の方，お願いします。

裁判員経験者（1番）

実際にあった事件を親身になって考えることができました。だから，普通経験ができないことなので，やってみるといい勉強になってよかったと思います。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。では，2番の方，お願いします。

裁判員経験者（2番）

裁判員になってしまったら，真摯に向き合う以外にはないんだろうと思いますが，もっと重大な事件だったらとても重たいので，自分としてはどうかなと。頑張ってみられたらどうかとは，ちょっと言いづらいなと思います。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございます。3番の方，お願いします。

裁判員経験者（3番）

国民の義務なので，あきらめて参加してもらおうとしか言えませんね。あと，自身のスキルアップにつながるので，いい経験になると思います。

司会者（上岡裁判官）

どうもありがとうございました。では，これで予定した質問を全部終わりましたが，9番，10番の関係のコメントも合わせて，今日御出席の関係者の方に御意見

や御感想を伺いたいと思います。

検察官お願いします。

法曹三者（瀬戸検察官）

本日は貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。また、各事件において真摯な審理を頂いたことを改めてお礼を申し上げます。裁判員の方々にはいろいろと御負担をお掛けしている部分がありますけれども、不必要な負担なく、なおかつ適切に立証できるように、検察庁としても今後心掛けていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

司会者（上岡裁判官）

弁護士もお願いいたします。

法曹三者（小笠原弁護士）

今日は貴重な意見を聞かせていただきました。どうもありがとうございます。こういう裁判員経験者の意見交換会は何回も行われていて、傾向は少しずつ変わってきているんですね。以前はまず裁判所の主導があって、分かりやすさというのがかなり強調されていて、裁判員経験者の方は、検察官のほうの調書のほうがまだ分かりやすいということを言われて、調書中心主義のほうがまだいいんじゃないかと言われていた時代もありました、1年ぐらい前ですけど。

今はトレンドがちょっと変わってきて、分かりやすさとか分かりにくさではなくて、むしろ直接とにかく見てもらって決めてもらいたいという意向に、はっきり言って最高裁が変わってきて、シフトしてきています。だから、調書よりは、とにかく呼んで話を聞きたいと、そのほうが一番いい、実態に近づけるのではないかとというふうなトレンドにちょっと変わってきています。ですから、今日お聞きしたところでも、分かりやすいか分かりやすくないかは別として、直接聞きたいという意向

がやはり裁判員の人にはたくさんあるということはよく分かりました。

それから、心の負担がやっぱりあるというようにおっしゃられる裁判員の方が多いので、多分心の負担というのは量刑を決めるということだろうと思います。刑罰の量を決めるのはいろいろな手段があって、できるだけ負担にならないように、今までの先例はこういう傾向にあって、この辺の位置づけにこの事件があるのだということをお私たちも論告や弁論で提示して、なるべく負担の掛からないような形で認定していただくように努力しようというふうに思っています。

司会者（上岡裁判官）

ありがとうございました。伊藤部長，お願いいたします。

法曹三者（伊藤裁判官）

本当にありがとうございます。非常に貴重な御意見を頂きまして、振り返ることが多かったところがありますので、非常にありがたいと思っております。裁判員の皆さんと審理を共にし、評議をして判決を出す、質の高い判決をしたいと思っておりますので、真剣に取り組んでいただき感謝いたしますとともに、単に分かりやすいとかではなくて、やっぱり最終的には質の高い判断をしたい、そのためだと思っておりますので、今後ともより改善すべきところは改善し、取り組んでいきたいと思っておりますので、また今後とも引き続き御意見を頂きたいと思っております。今日もありがとうございました。

司会者（上岡裁判官）

本当にどうもありがとうございました。負担軽減策という9番目のところについてコメントを一つずつするのも難しいのですが、我々裁判所は、弁護士や検察官と、それぞれの事件をどういう形で正しく正確に判断できるかということも考えながら、その中で裁判員に日程的に負担をなるべく掛けないように、でも事件をちゃんと分

かってもらえるようにというのをいろいろ考えながらやっています。そういう意味で、今日いろいろ意見を頂いたことは今後の参考になると思います。

それから、精神的負担のところについてもちょっとコメントを頂きましたが、そういうところも含めて、いろんな負担がないようにこれからも検討ができればいいなと思います。最後に傍聴席にマジックミラーを置くというのは、どういう形でできるか分かりませんが、そういう気持ちがあるという思いを改めて強くしましたので、そういうことも含めて皆さんの気持ちのケアができればいいなと思っております。その点も含めて、今日はいろいろ皆さんの意見を頂いて、我々がいつも毎日のように事件をやっている立場だと気付かないところに改めて気付かせていただけたような気がします。これも参考にして、今後また裁判員が参加しやすい事件の処理ができればと思っています。今日はどうもありがとうございました。

[休 憩]

司法記者クラブ（幹事社）

本日、長時間の意見交換会の後、再度お時間を頂きましてありがとうございました。席上に質問事項があると思いますが、1番から順にお願いできればと思っています。

最初の質問ですが、専門用語とか制度自体で理解できなかったとか、追いつけなかったとかいう部分がありましたら、改めてですが、教えていただければと思います。順に1番の方からお答えいただければと思います。お願いします。

裁判員経験者（1番）

特にありませんでした。

裁判員経験者（2番）

私も特にありませんでした。

裁判員経験者（3番）

分からなかったことは評議のときに裁判官の方に教えてもらって、理解できました。

裁判員経験者（4番）

用語的で難しい部分はありましたけど、最終的には理解できました。

裁判員経験者（5番）

分かりやすい言葉で説明がありましたので、理解は十分にできました。

裁判員経験者（6番）

大体のことは分かりました。ただ、市内の人間ではないので、ちょっとこの辺の地理のほうが分からなかったぐらいです。

司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。続きまして、2番のほうに行きたいと思いますが、裁判員を経験して、裁判員制度全体を含めて、選任される前から終わるまで、改善すべき点など、この辺をもう少しうまくできないのかなと思う率直なお気持ちを聞かせていただければと思います。先ほどの指名の順に従いたいと思いますので、2番の方から言っていただければと思います。

裁判員経験者（2番）

裁判員候補者が結構たくさん集まったのですが、そんなに呼ぶ必要があるのかなというふうには思いました。当日はそんなに質問とか大変な手続もなくて、ただ抽

選で当たりましたよというだけだったので、たくさん集まったことによって自分は当たらないだろうという思いで私は出席したので、どうかなというふうに思いました。

裁判員経験者（3番）

特に改善してほしいという点はありませんでしたが、一つ言えば、ここの建物の構造ですかね。ちょっと複雑過ぎて迷うんです。その辺を改善してほしいかったですね。

裁判員経験者（4番）

選任されてすぐ裁判ということもあるので、もう少し時間を空けるとか、あと日程を選べるとか、そういったものがあればもっと参加しやすいのかなとは思いました。

裁判員経験者（5番）

特にはございませんでした。

裁判員経験者（6番）

僕も特にはありません。

裁判員経験者（1番）

特にありませんでした。

司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。続きまして3番の質問に移りたいと思います。市民が有罪無罪の判断だけではなくて、先ほども出ておりましたけれども、量刑について判

断することがありますが，その点についてどう思われるかをお聞かせください。裁判員の経験前と経験後で比較してお答えいただければありがたいと思っております。3番の方からお願いします。

裁判員経験者（3番）

経験前と経験後を比較して答えますが，やはり人が人を裁く難しさを感じました。神様ではない，神様ぐらいでないとかけないというか，人の人生を決めるのはやはり，神様でないと感じました。

裁判員経験者（4番）

経験前は，凶悪な事件に対して簡単に死刑とか自分の中で量刑判断を考えた部分もあったのですが，経験後はやはり，こんな素人がこんな刑を決めていいのかと深く考えるようになり，やはり裁判員制度というのは本当に難しい制度なんだなというのを改めて感じるようになりました。

裁判員経験者（5番）

量刑についての判断は，事案によってはとても難しくて，市民感覚でそういう判断をしていいのかなという疑問は持ちました。それと，経験前と経験後では，判決に至るまでの過程を経験したことによって，それまでは安易にマスメディアの情報などで，量刑が軽いだの重いだのだけの捉え方しかしてなかったのが，もっと違う方向からも考えるようになりました。

裁判員経験者（6番）

裁判をする前は，自分が被告人に対して何年と決めるのはすごく大変なことだなとは思っていたのですが，実際裁判をしてみたら，弁護側が求める刑の長さ，検察側が求める刑の長さ，その範囲の中でせめぎ合いがあるのかなという気がして，弁

護側の主張が、ここは正しい、検察側の主張は、ここが正しい、その辺を加味して、その範囲の中で刑を決めるんだと思えば少しは自分の中で負担が軽くなりました。

裁判員経験者（1番）

新聞を見て思っているのですが、同じような事件でも裁判員裁判になって量刑が違うんだなと思っています。それだけです。

裁判員経験者（2番）

経験前は報道機関のニュースなんかで、あっ、そんなもんかというふうに思っただけですが、自分が参加してみても量刑について考えたときに、自分の中では腑に落ちてても、それがベストかどうかはちょっと分からないなという、いろんなまだ見えてない部分があるだろうし、だからその人にとってというか、この事件にとってもベストかどうかは分からないなって、終わった後もずっと思いました。

司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。引き続いて4番で、先ほどの質問と関連するのですが、事件によっては死刑の可能性のあるものもあるかと思いますが、死刑の判断を求められる点についてどう思われるかということをお聞かせください。4番の方からお願いします。

裁判員経験者（4番）

非常に心の負担も増えてくると思いますので、その辺のサポートをしっかりしていただく態勢を創っていただければと思います。

裁判員経験者（5番）

専門的知識のない自分が人の人生を左右する量刑を決めるということ自体、自分

で自分の心で処理できるのかな，その後自分の心がどういうふうになるのかなと考えたときに，すごく不安があります。できればそういうところには自分は身を置きたくないなと考えました。

裁判員経験者（6番）

やはり死刑とかという重い判決をするときに，自分の中でどれだけ気持ちが割り切れるか，その辺が実際やってないので分からないのですが，多分すごく，気持ち的には割り切ろうと思っても，やっぱり人一人の命がかかっているんで，割り切れないところもあるんで，正直なところ，そういう重たい事件に僕は関わらなくてよかったかなという気持ちはあります。

裁判員経験者（1番）

自分だったら重く感じると思うので，病気になると思います。

裁判員経験者（2番）

自分が担当した中でも，全てが明らかになるわけではないんだなという感想を持ったので，そういう死刑までの範囲のある事件というのは，どうですかね，ちょっと答えられないですけど。分からないです，すみません。

裁判員経験者（3番）

死刑の可能性のある事件についての判断ですが，犯罪者と同類のような感じがして，自分も犯罪者みたいな感じで，ちょっと判断しかねますね。

司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。次を最後にしたいと思います。高裁で裁判員裁判の判断が覆るケースも今も実際にありますが，その点についてどう思われるかという御意

見を聞かせていただければと思います。5番の方から順番にお願いできたらと思います。

裁判員経験者（5番）

裁判員裁判の判断が全てではないと思っていますので、覆ることがあってもよいのではないかと考えてます。

裁判員経験者（6番）

あくまでも僕たちは、裁判には関わったけど素人なので、そこで覆るのはしょうがないかなという気持ちもあるし、覆って、高裁に行っても僕たちがやったことは無駄ではないので、いいと思います。

裁判員経験者（1番）

経験不足なので仕方ないと思います。

裁判員経験者（2番）

そのときの裁判でみんなで話し合っただけで、よりベターだという結論を出したので、ベストではないと思っていますので、そういうことはあると思います。

裁判員経験者（3番）

覆るというケースなので、最初の裁判での立証が不十分だったのではないかなと思います。

裁判員経験者（4番）

別の見方の結果ということで、致し方ないと思います。

司法記者クラブ（幹事社）

貴重な御時間をありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。